

駐車監視員活動ガイドライン

【中央 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	都道405号	外堀通り	八重洲2-11先	八重洲1-1先-石橋	9-22	
2	国道15号	中央通り	日本橋本町4-4先	京橋3-5警視庁警察博物館前	9-20	
3	都道～区道	八重洲通り	東京駅八重洲中央口交差点	八丁堀2-30先亀島橋	9-19	
4	主要地方道10号 ～国道1号	永代通り	新川1-31先永代橋西詰交差点	八重洲1-3先呉服橋交差点	9-19	
5	主要地方道316号	昭和通り	日本橋本町4-5本町交番先	京橋3-10先	9-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道～国道6号	江戸通り	日本橋本石町4-4先新常盤橋交差点	日本橋小伝馬町20番先	9-19	
2	主要地方道50号	新大橋通り	日本橋茅場町1-14先茅場橋	八丁堀4-11先	9-19	
3	都道	鍛冶橋通り	八重洲2-8先鍛冶橋交差点	新川1-31永代橋西詰め交差点	9-19	
4	都道	平成通り	日本橋兜町2番証券取引所前交差点先	八丁堀4-5先	9-19	
5	区道	桜通り	八重洲1-5東京駅八重洲北口先	新川1-4先湊橋通り	9-19	
6	区道	仲通り	日本橋室町4-2先(日銀通り)～永代通り～八重洲通り～鍛冶橋通り～京橋3-4先の間		9-19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(外堀通り、中央通り、八重洲通り、永代通り、昭和通り)周辺	—	最重点路線の時間帯と同じ
2	八重洲京橋地区繁華街(外堀通り・八重洲通り・昭和通り・首都高速内側)及び周辺	9-19	
3	八重洲日本橋地区繁華街(外堀通り・首都高速・昭和通り・八重洲通り)及び周辺	—	最重点路線の時間帯と同じ

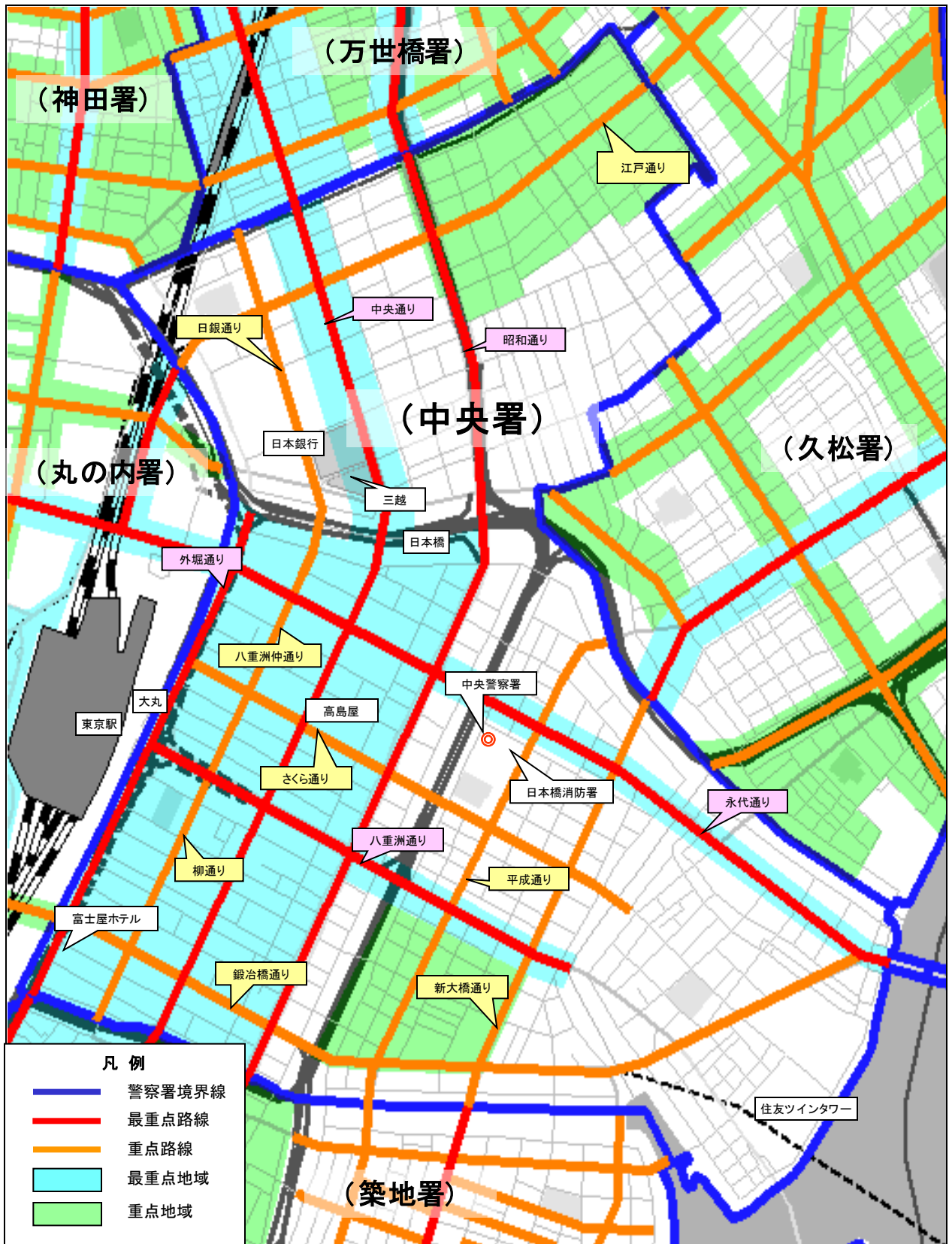
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	問屋街(昭和通り以東の日本橋本町および大伝馬町、小伝馬町)及び周辺	9-19	
2	八丁堀地区(首都高速～八重洲通り、新大橋通り、鍛冶橋通りの内側)及び周辺	9-19	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	外堀通り(外回り・呉服橋交差点～鍛冶橋交差点)及び周辺	9-22	
2	永代通り(永代橋西詰交差点～呉服橋交差点)及び周辺	9-19	
3	中央通り及び周辺	9-20	
4	八丁堀地区(本八丁堀交差点自転車放置禁止区域)及び周辺	9-19	

中央警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)2008ZENRIN CO.LTD.(Z07LC第015号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。